

## 特別対談

医療法人清流会五藤医院 理事長

さわみアセットマネジメント(株) 取締役

# 五藤大貴×中野元

## 相続対策は早めが肝心？

## 今注目の「家族信託」の可能性

「人生100年時代」を迎え、経営者にとっては事業継承や

財産管理などが大きな課題となっています。

この大切な資産をうまく管理する方法として

最近、信頼できる家族へ託す「家族信託」が注目されています。

家族信託の魅力とは何なのでしょう。

実際に活用している医療法人清流会五藤医院の五藤大貴理事長と、

サポートを行っているさわみアセットマネジメントの中野元取締役にお聞きしました。



五藤大貴理事長



中野元取締役

### 父親の体調不良を機に 家族信託の導入を決意

**中野** 家族信託とは、簡単に説明すると、財産の所有権のうち、「財産を管理運用処分できる権利」だけを信頼できる親族や家族に託せる契約です(図)。所有者である親が認知症などで判断能力を失った場合でも、親族や家族は財産の

管理運用処分ができるのが大きな特徴です。五藤先生が家族信託を導入されたのは、御父上の体調不良がきっかけでしたよね。

**五藤** そうです。当院は1993年に父親が開院して以来、四半世紀にわたり、かかりつけ医として地域の赤ん坊から高齢者の在宅療養支援まで行ってきました。私は2017年に戻ってきて、現在は

父の意志を継ぎ、総合内科専門医として同様にかかりつけ医療を展開しています。

家族信託を導入したのは、父親が体調を崩して以来、財産管理や判断能力が落ちてきたと感じたからです。「何とかしないとまずい」と中野さんに相談したところ、その仕組みを教えてもらい、渡りに船だとすぐに導入を決めました。

### 法律・税務・財務の専門家 万全のバックアップも魅力

**中野** 家族信託を導入されてよかったですと思われる点がありますか。

**五藤** 事前に父親の財産を把握できたことですね。インフラの整備を含めて、承継した診療所経営の幅を広げることができました。

DATA

きわみアセットマネジメント株式会社

〒101-0043  
東京都千代田区神田富山町5番地1  
神田ビジネススクープ5階  
TEL: 03-6260-8153  
URL: https://kiwami-am.com/

法律・税金・投資の専門家が語る  
「家族信託」の魅力と注意点



成年後見制度よりも  
柔軟な投資ができる  
増山晋哉

弁護士法人きわみ事務所 代表弁護士

**判**断能力の低下した人の財産管理としては成年後見制度もありますが、家族信託は、成年後見制度よりも柔軟にできるのが魅力です。たとえば、収益目的で不動産経営をしている場合、入居者獲得に投資が必要になることもあります。成年後見制度では、確実な利益が見込めない投資は原則実行できませんが、家族信託では、こうした投資ができるような設計が可能。

判断能力がしっかりしている間は、本人が財産運用の指示もできるので、より希望に沿った財産管理が可能になります。



余計な負担のないように  
書類作成は専門家に任せよ  
宮崎慎也

税理士法人きわみ事務所 代表税理士

**家**族信託では、原則として受益者に所得税が課されるため、確定申告が必要になることがあります。また受益者が税務署への書類提出を求められる場合もあります。

たとえば、受け取った財産から発生する収益額が3万円を超える場合、信託の計算書を毎年、作成し税務署へ提出しなければなりません。そのほかにも提出書類を求められることがあるため、個人の方が対応するには負担感があります。



信託終了までサポートする  
そんな専門家に任せるべき  
安藤正道

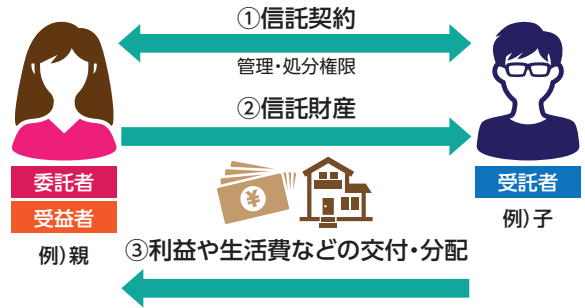
きわみアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長

**契**約をスタートしてから信託を終了するまで、長期間でのサポートが必要となるので、きちんとしたライフプランを立てることが非常に重要です。最初の契約のみをサポートしてくれる専門家はいても、最後まで信託を完遂した経験のある専門家はあまりいません。

きわみグループを結成したコンセプトでもありますが、そうした実務面での不備や不具合を少しでも解消できるように、多方面から、かつ最初から最後までサポートしてくれる専門家を選ぶことが重要です。

図 家族信託の仕組み

家族信託とは、高齢になった方もしくは、高齢に差し掛かった方が判断能力を失う前に、信頼できる親族、ご家族に文字通り資産を託し、管理を任せる仕組みです。



- ① 資産の管理を任せたい人【委託者】と、資産の管理を引き受ける人【受託者】との間で信託契約を行います。
- ② 信託契約が成立すると委託者の資産が受託者へ移転し、信託の目的に従い受託者により資産の管理が始まります。信託財産と受託者の資産は分けて管理をします。
- ③ 信託財産から生じる利益は、信託契約時に指定した人【受益者】に交付します。  
(※通常、委託者と受益者は同一人物であるケースが多い)

中野さんの所属するきわみグループには、弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナーという専門家が揃っているのもよかったです。経営・法務、税務のフォローをしてもらえたので安心して進めることができました。

**中野** ありがとうございます。一方、家族信託を導入するうえで苦労されたことはありませんか。

**五藤** 施設に入っていた父の意向確認です。幸いなことに施設まで公証人が来て意向確認してもらえたのは非常に助かりました。弁護士が同席してくれたのも心強かつ

たです。

**中野** 家族信託の契約書作成は、一般の方では難しく、弁護士などの専門家に依頼するのが確実です。また、家族信託を含めた相続になると、税金や法的手続きなどさまざまな問題が発生する場合があります。その都度、各専門家へ依頼するのは時間も労力も大変です。スムーズな家族信託を進めるためにも、各士業と強固な連携があり、ワンストップで対応できる専門家へ依頼することをおすすめします。

**五藤** ありがとうございます。これからも頼りにしています。